

令和2年4月7日

東久留米市立小・中学校保護者 様

東久留米市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」が発令された際の
学校の対応等について

日頃より、本市の教育行政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」が発令された場合、本市では、
次のように対応いたします。

記

1 臨時休業の実施について

5月6日まで臨時休業とします。

2 登校日について

4月8日から5月6日までは、登校日を設定しません。ただし、教科書や学習課題の説明等、未実施の学級に限り各学校の指定する日に実施します。

3 校庭開放について

4月8日から5月6日までは、校庭開放を行いません。

4 お子様の家庭学習等に関するお願いについて

長期にわたる臨時休業となることが想定されるため、お子様の健全な育成が図れるよう
次の点にご協力をお願いします。

(1) 学校は、自宅学習の進め方に関するガイダンスを行っております。また、学習課題について、学校ホームページ又は学校一斉メールを活用してお知らせします。ご家庭においては、お子様が臨時休業中に確実に自宅学習を行い、学力の定着を図ることができるよう、学習内容についてお子様と一緒にご確認ください。

(2) その日に学習した内容を記録するための「学習チェック表」が配布されています。毎日的確に記録できているかご確認ください。

(3) 睡眠時間、検温結果等、健康状態を記録する「生活チェック表」が配布されています。健康で規則正しい生活を送るようお話しいただくとともに、的確に記録できているかご確認ください。

(4) お子様の学習状況や健康状態等を確認させていただくために、学校から週一回、電話をいたします。ご対応いただくようお願いいたします。

5 その他

(1) やむを得ない場合に限り、学校にご連絡をいただければ、次の対象となるお子様を

午前8時30分から午前11時30分までお預かりします。

ア 小学校1年生から3年生までの児童

イ 福祉サービス等の対象となっている小・中学生

ウ 家庭においてICTを活用した学習を行うことができない小・中学生

※ 各校に配備されているタブレット端末を学校が指定する教室で使用することができます。

(2) 万一ご家庭内で新型コロナウイルスに感染された方が出た場合は、学校にお知らせください。

【担当】

市役所代表 042-470-7777

〔教育活動に関すること〕 指導室指導主事 (内線 3131)

〔保健衛生に関すること〕 学務課保健給食係 (内線 3124)